

農業における死亡災害事例（1999-2020年）

年	月	発 生 時	死亡災害事例	起因物 (小)	事 故 の 型	労 働 者 規 模
1999	1	9 ～ 10	事業場内の通路に積もった雪をトラクター・ショベルで除雪中、登り坂の通路の左側法面に乗り上げたため、トラクター・ショベルとともに転倒した。	141	2	30 ～ 49
1999	3	14 ～ 15	サトウキビの刈り取り作業で、ハーベスタが刈り残したサトウキビを手で刈り取る作業をしていたときに、バックしてきたハーベスタに頭部をひかれた。	169	7	1～ 9
1999	6	0 ～ 1	屋上庭園の芝を刈払い機で刈っていたところ、後ろ向きで移動していたため屋上端のパラペットにつまづき、6メートル下のアスファルト道路へ墜落した。	415	1	10 ～ 29
1999	6	9 ～ 10	庭木を植えるため、庭石の際をスコップで掘っていたところ、庭石が倒れてその下敷きになった。	419	5	1～ 9
1999	7	9 ～ 10	玄関先の松の剪作業で、玄関のコンクリート塀に3枚の道板を掛け、脚立に片足を道板上にもう一方の足を置いて剪定作業中に転落した。	416	1	1～ 9
1999	7	15 ～ 16	法面に植栽してある高さ50センチの庭木の周りの草取り作業中、1メートル80センチのL型よう壁からアスファルト面に転落し、後頭部を打撲した。	418	1	10 ～ 29
		16	朝から庭木の剪定作業の補助作業等を行っていたが、夕方になって気分が			1～

1999	7	～ 17	悪くなり、体が震え出したため、救急車で病院へ搬送したが死亡した。	715	11	9
1999	8	9 ～ 10	街路樹の剪定作業中、高さ4・5の木の上より墜落した。	712	1	10 ～ 29
1999	9	8 ～ 9	庭木(黒松樹高3, 8メートル)の剪定作業で梯子を隣の庭木とロープで固定して梯子の6段目(高さ1, 95メートル)に上がり作業を開始したところ、事業主から梯子の傾きを直すよう指示されたので、梯子から下りようとしたときに足を滑らせて墜落し、地面にあった飛び石に頭部を強打した。	371	1	1～ 9
1999	9	11 ～ 12	樹木(くすのき)の剪定作業中に、地上4～5メートルの枝から墜落した。	712	1	1～ 9
1999	10	11 ～ 12	高さ8. 5メートルの杉の枝を鋸で切ったのち地上に降ろすため、高さ7. 6メートルの枝を足場にして切る予定の枝にトラロープを縛りつけたときに、足場に使っていた枝から足を滑らせて地上に墜落した。	712	1	30 ～ 49
1999	11	13 ～ 14	植木の剪定作業中、使用していた脚立が開き脚立と共に166cm下のコンクリート路面に転落した。	371	1	1～ 9
1999	11	11 ～ 12	穀物倉庫構内において、コンバインから排出される大豆をフォークリフトで走行中、穀物コンテナに移し替える作業中、運転者がエンジンを掛けたまま運転席を離れたときにマストが傾斜したため、ヘッドガードとの間に挟まれた。	222	7	1～ 9
1999	12	16 ～ 17	庭木の剪定作業をはしごを使用して行っていて、高さ約1. 85mの箇所からコンクリート面に墜落した。	371	1	1～ 9
2000	11	13 ～	フォークリフトを倉庫に戻すため農家の敷地内の未舗装の道路上を走行中、左側の法面にフォークリフトが乗り上げて右側に横転し、路上に投げ	222	2	1～

		14	出されたところにフォークリフトが倒れてきたため、道路面と機体との間に挟まれた。			9
2000	10	8 ～ 9	庭木の剪定作業で、隣接した歩道上に長さ3.3mの梯子を置き剪定していたところ、歩道を通行した自転車が梯子に接触して梯子が動揺し、歩道上に墜落した。	371	1	1～ 9
2000	6	8 ～ 9	植木の剪定作業中脚立から転落した。	371	1	1～ 9
2000	7	16 ～ 17	草刈作業を道路わきで行っていたところに軽ワゴン車が突進してきて、作業員など3名、軽ワゴン車の運転者1名の計4名が被災した。	231	17	10 ～ 29
2000	12	8 ～ 9	民家の生け垣の剪定作業をするため、高さ3・2mのアルミ梯子に上がったときに足を踏み外し、住宅のコンクリート製犬走りに墜落した。	371	1	1～ 9
2000	2	10 ～ 11	植込み作業の休憩時に飲む飲料水を買に行くため、幅37cmの植込みの縁を歩いていて吹き抜けになっている地下ピットに墜落(高さ5m54cm)した。	418	1	1～ 9
2000	10	15 ～ 16	住宅地で剪定後の切り枝などを集めて高さ115cmの生垣から約2m下の道路へ落としていたときに生垣を越えて道路へ墜落した。	418	1	1～ 9
2000	11	14 ～ 15	けやきの剪定作業中、載っていた枝が折れ11m下の地上に墜落した。	712	1	10 ～ 29
2000	12	13 ～ 14	個人住宅で、三脚の3～4段目(高さ96～128cm)で松の枝の手入れを行っていたときに脚立から墜落した。	371	1	1～ 9
		0	リンゴ園から収穫したリンゴをフォークリフト(最大荷重1.5t)に載せて後			10

2000	11	1	退させていて、市道の路肩からフォークリフトもろともリンゴ園の敷地(路肩より1.05メートル下)に転落し、フォークリフトの下敷きとなった。	222	17	1	29
2000	7	16	民家の高さ約0.75mに作られた土止庭に植えられている庭木(直径約0.4mの玉ツゲ)の剪定を行っていたときに、足を滑らせて後方に転落し	418	1	1	9
		17	持っていた剪定鋏が右胸に突き刺さった。				
2000	12	18	軽トラックで走行中、市道の交差点で県外車と出会い頭に衝突し、助手席	231	17	1	9
		19	に乗っていた者が死亡した。				
2000	7	8	松の木の剪定作業を脚立を使用して行っていたときに、脚立に立ったまま	371	1	10	29
		9	の姿勢で松の木にもたれ掛かるような姿勢になったのち地面に倒れ落ちた。(剪定作業中にくも膜下出血を起こし意識を失ったと推定される。)				
2000	12	9	梯子を掛けて杉木の枝の剪定を行なっていて転落し、途中、コンクリート	712	1	1	9
		10	塀(高さ1.8m)に衝突したのち地上へ墜落した。				
2000	11	13	住宅の庭木の剪定作業において、ブロック塀(高さ約2m)の上で木の枝(高	418	1	1	9
		14	さ約3.5m)を鋏で剪定しているときに、墜落した。				
2000	6	8	邸宅の庭木の剪定作業中に、隣接の駐車場アスファルト面に墜落した。	712	1	50	99
		9					
2000	8	11	県道の街路樹整備作業で、移動式クレーン(吊り上げ荷重2.93t)のクレー	212	17	0	
		12	ン操作をするために運転席側の窓越しに外側からエンジンをかけたところ、移動式クレーンが逸走し3m前方で作業を行っていた者をひいた。				
2000	11	10	有料道路の除草作業において、休憩後、上り車線を横切ろうとしたとき	221	17	10	29
		11	に、走行していた2tトラックにはねられた。				
		10	植木の剪定で、塀の外側から脚立(長さ3.6m)に載って敷地内の樹木を手			1	9

2000	7	～	11	<p>鋏で切る作業を行っていたときに上から2段目の踏み面(高さ2.5m)付近から塀の外側の私道(コンクリート道路)上に転落した。</p>	371	1	9
2000	4	～	17	<p>かぶと虫養殖に使用するクヌギの木の運搬を終え11tダンプの助手席に乗って自宅近くの交差点でダンプから降りたときに、運転手がサイドミラーを見ると地面に倒れていた。</p>	221	1	10～29
2001	4	～	11	<p>ゴルフ場のコース内において、平均傾斜約30度の法面を歩行型の芝刈機で芝刈り作業中に、芝刈機とともに斜面をカート道まで約30m転落した。</p>	711	1	1～9
2001	4	～	11	<p>個人住宅のヒマラヤ杉(高さ約5.5m)の枝の剪定中に枝が折れたためバランスを崩して枝とともに塀の外の道路上に墜落した。</p>	712	1	1～9
2001	6	～	16	<p>個人住宅の庭木の剪定作業で、高さ約5mの椎の木の剪定を行っていたとき、椎の木から墜落した。</p>	712	1	1～9
2001	6	～	13	<p>植木の植栽帯で刈込鋏を使用して高さ3・5m、幅1・2mのきんもくせい</p>	419	1	1～9
			14	<p>の刈込を行っていて、転落した。</p>			
2001	7	～	9	<p>ゴルフ場で手押しタイプの芝刈り専用機を使用して芝刈り作業中に、芝刈り専用機が芝の斜面で転倒し頭部が芝刈り専用機の回転中の刃に接触し、</p>	169	8	10～29
			10	<p>刃が頭部に突き刺った。</p>			
2001	6	～	14	<p>事務所からスクーターで市道を走行中、転倒して道路で頭を強打した。</p>	231	17	1～9
			15				
2001	9	～	11	<p>住宅のかしの木(高さ5.4m)の天端を梯子を用いて剪定していたときに、</p>	371	1	1～9
			12	<p>バランスを崩して約4m下のコンクリート床に墜落した。</p>			
			8	<p>樹木剪定の手直し作業(電柱、電線に接触している枝の除去作業)を高所作</p>			

2001	9	～ 9	業車で行っていて、高所作業車から手の届かない電柱にかかっている枝を除去するため電柱に昇って作業を行っていて電線に接触し感電、墜落した。	351	13	1～ 9
2001	9	～ 17	敷地内で農業用トラクターを用いて堆肥の移動作業をしていたところ、堆肥の山に左車輪を乗り上げた際に車体が右側に転倒し、ヘッドガードと地面との間に頭部をはさまれた。	169	2	10 ～ 29
2001	9	～ 18	農家の蕎麦の刈り取りをコンバインで行い刈り取り終了後、蕎麦をコンバインから2tトラックに積込む作業の中に運転状態でコンバインのタンク内に立ち入ってタンクに残ったそばを箒でスクリュコンベアーに掃き寄せていたときに、スクリュコンベアーカバーの隙間約10cmから左手をスクリュに巻き込まれた。	169	7	1～ 9
2001	7	～ 6	5 草刈り作業現場まで下見のため車で移動中、運転者が居眠りをしたために電柱に衝突し、助手席の者が頸椎損傷で死亡した。	231	17	10 ～ 29
2001	10	～ 9	8 民家の松の木の剪定のために梯子に乗っていたときに梯子の下を通過した別の作業員の身体が梯子の開き止めの鎖に接触したため、バランスを崩し高さ2m以上の梯子の上部からコンクリート地面に墜落した。	371	1	30 ～ 49
2001	11	～ 17	16 街路樹(プラタナス)の剪定作業を行うため樹に上っていたときに高さ5m20cmの枝のところから街路樹真下の道路に墜落した。	712	1	1～ 9
2001	11	～ 12	11 6階建ビルの5階セットバック部分で植栽の剪定作業中に、植栽のツタに足を絡ませてバランスを崩し、3. 18m下のテラスに墜落した。	418	1	1～ 9
2001	11	～ 10	9 街道に植樹されている高さ8.9mの楠に脚立を利用して登り込み合った枝の剪定作業中に、載っていた枝が折れたため約4.8下の地上に落下した。	712	1	1～ 9
			13 草刈り機(乗車タイプ)を使用して斜面に生えていた「しの竹」の除草作業			10

2001	12	～	中、操作を誤って機械がバックしたため、操作位置を離れていてひかれて	169	7	～
	14		頭部、背中、足首等を回転刃に切られた。			29
2002	3	10	国道の歩道上において、高さ約5mの街路樹を高さ2.4mの脚立を使用して	371	1	1～
		～	剪定作業中に転落した。			9
		11				
2002	4	16	農機具格納庫の中二階からビニールハウス用のビニールを投げ降ろしてい	416	1	1～
	～		て、2.35m下のコンクリート床面に転落した。			9
		17				
2002	6	9	前日に堆肥を散布した畑を耕運するため、トラクターにロータリーを取り	169	7	10
	～		付けその位置を調整のためロータリーを持上げるレバーを運転席に上から			～
		10	ずに操作したところ、ロータリー昇降用レバーとロータリーの駆動レバー			29
			を間違えて操作したためロータリーが回転してトラクターが前進し、後輪			
			及びロータリーに轢かれた。			
2002	6	11	ゴルフコース維持管理で、乗用型の芝刈り機で芝刈り作業を行っていたと	149	1	1～
	～		きに、深さ3.5m、幅3.5mのコンクリート製排水路に転落した。			9
		12				
2002	7	14	しいの木の支障木の剪定作業中、約18m下の池に墜落した。	712	1	10
	～					～
		15				29
2002	8	11	民家の庭木（アカマツ、高さ5m）に施されている雪吊りを外すため、造園	371	1	1～
	～		作業用の梯子を登っていたときに、3段目のところでバランスを失って後方			9
		12	へ墜落し、コンクリート地面に頭を強打した。			
2002	8	10	ゴルフコース内の池の周囲の草刈り作業中に、芝刈り機（非乗用型）が池	713	10	10
	～		に落ちてしまったので池をのぞいているときに、池に転落し溺れた。			～
		11				29
2002	8	0	ワゴン車に仕入れた荷を積み込んで店舗に一部下ろして会社へ戻る途中、	231	17	30
	～		市道の交差点（信号機あり）で乗用車と衝突した。			～

		1				49
2002	7	6 ～ 7	休耕田となった農地で「そば」を栽培するため、トラクターを使用して一人で農地を耕していたが、付近を散歩中の人にトラクターのローター部に巻込まれて横たわっているのを発見された。	169	7	1～ 9
2002	3	11 ～ 12	個人宅庭園で、アルミ脚立を使用して庭木の剪定作業をしているときに脚立（高さ1.2m前後の位置）から転落した。	371	1	1～ 9
2002	7	9 ～ 10	松の木の葉剪定で、枝から枝に移動途中、足をかけた枝が折れ約4m下の石段に転落した。	712	1	1～ 9
2002	11	11 ～ 12	収穫機によるビートの収穫作業で、ビートを運ぶコンベアーにビートの葉、茎、土が付着したので、コンベアーを止め専用の工具で付着物を取り除いていたところ、収穫機より100m以上離れたところで収穫機が取りこぼしたビートの收拾作業を行っていた者が収穫機に近づいてきてシャフトに上着を巻込まれて左上腕部が切断された。	169	7	1～ 9
2002	7	9 ～ 10	一般住宅の黒松（高さ2m50cm）の剪定作業中、脚立（三脚式）上でバランスを崩して高さ約2m下のアスファルト舗装の道路に墜落した。	371	1	1～ 9
2002	11	14 ～ 15	植木の剪定作業のため、堀（幅16cm）に上ったときに1.68m下に墜落した。	419	1	1～ 9
2002	12	13 ～ 14	ビニルハウス内での養土製造作業で、養土攪拌機に土を入れようとしたが底部に前回の土が残っていたため、攪拌機を動かしながらシャベルで残土を取り除こうとして、攪拌機の土を攪拌するバーと攪拌機の底部との間に頭部、右腕部を挟まれた。	162	7	1～ 9
2002	12	11 ～	公園の樹木の剪定作業中、足場としていた石垣の上で躓いて1m下の石畳通路に転落し、そのとき使用していた剪定バサミが左上腕に刺さった。	418	1	1～ 9

		12			
2003	2	16 ~ 17	ゴルフ場内で袋詰めにした落ち葉収集のため、2tトラックをカート道の坂の頂部に停車して運転手が運転席を離れたところ、無人のトラックが坂を下り始めたので、坂の途中で作業をしていた者が進行方向から避難しようとして移動したが、トラックが坂を下る途中で脇にあった立木に接触して向きが変わり、避難している者の方に来てひかれた。	221	6 ~ 49
2003	2	11 ~ 12	高さ約10m付近で、松の木の枝切り作業を行っていたときに足元の枝が折れ墜落した。	712	1 1~ 9
2003	2	12 ~ 13	キノコの収穫、包装作業に従事していた者が入社後しばらくして咳き込み始め、他の社員であれば1~2ヶ月すると環境にも慣れるのに、さらにひどくなり続けてキノコ胞子によるアレルギー性疾患により死亡した。	911	90 ~ 29
2003	3	14 ~ 15	道路脇の街路樹に雑草抑制剤を歩きながら噴霧し、抑制剤を積んだ小型貨物自動車はその後方について運転していたところ、走行してきた大型貨物自動車は小型貨物自動車の右側後部に追突し、そのはずみで小型貨物自動車が押し出され、抑制剤を噴霧していた者をはねた。	221	17 ~ 29
2003	3	9 ~ 10	住宅の造園工事において、庭に設置した脚立の4段目の踏棧とコンクリート塀とに跨って植木の道路側の面の枝切り作業を行っていたときに、脚立とともに2.38m下の道路に墜落した。	419	1 1~ 9
2003	5	16 ~ 17	トラクターで畑の耕起作業を行っていた者から同僚の携帯電話にうめき声で電話があったので現場に駆けつけたところ、トラクターの後部に取り付けられている耕起用アタッチメント（機体質量約250kg）の下敷きになっていた。	229	7 30 ~ 49
2003	5	16 ~ 17	茶畑において、乗用型茶園中刈機を使用して中刈作業を行っていた者が、茶枝が詰まりそれを取り除こうとして刈刃部に頭部をはさまれ血を流し倒れているのが発見された。	169	7 30 ~ 49
		8	県道において、歩道側の花壇の除草作業を行っていたところ、路肩に停車		10

2003	7	～ 9	させていた軽四貨物自動車に普通乗用車が追突し、そのはずみで軽四貨物自動車が歩道に乗り上げてきたため、作業中の3名がはねられ1名が死亡した。	231	17	～ 29
2003	9	16 ～ 17	個人住宅の枝切り作業が終了して別の緩衝緑地内の枝切り作業を行っていて、休憩用ビニールシート上で横たわっているのを発見された。	712	1	10 ～ 29
2003	9	9 ～ 10	枯木の伐木・撤去作業で、切った丸太2本（長さ73.5cm、直径19.5cm、長さ85cm、直径21.5cm）をゴミ収集車後部の投入口に投入したところ、丸太が詰まったのでテールゲートを開けてテールゲートと荷箱の間に立ってチェーンソーで丸太を切断しようとしたときに、テールゲートが閉まり腰部をはさまれた。	229	7	1～ 9
2003	11	11 ～ 12	ホテル周囲の樹木を脚立上で枝切りしていたときに、市道を走行してきた乗用車が脚立に接触したため、脚立が動揺して転落し、付近の石垣で胸部を強打した。	231	1	1～ 9
2003	12	13 ～ 14	個人住宅の植木、生垣等の枝切り作業で、竹はしごに乗って生垣の枝切りをしてはしごから転落した。	371	1	1～ 9
2004	6	17 ～ 18	事業場の敷地内において、農業用トラクターにプラウ（畑の土を起こし平滑にならず機械）を取り付けるため、運転手がトラクターを後退させたところ、被災者がトラクターとプラウの間に挟まれた。	169	7	10 ～ 29
2004	10	14 ～ 15	馬鈴薯の収穫に使用している農業用機械（ハーベスター）の清掃を行うため、高圧洗浄機を用いて作業していたところ、トラクターとハーベスターを連結しているプロペラシャフトに巻き込まれた。	229	7	1～ 9
2004	1	9 ～ 10	住宅の庭の植木枝切り作業において、高さ約3mの高さの枝を枝切りするために、脚立を門柱に立てかけて踏さんの上で作業していたところ、高さ約2mの個所から墜落した。	371	1	1～ 9
		10	高速道の法面（のりめん）にて草刈作業の片付け（集草・積込）作業をし			10

2004	12	～	ていたところ、集めた草と共に法面（のりめん）から道路上へ滑り落ち、	221	17	～
		11	落ちた際に積み込みのため移動中であった4tゴミ収集車にひかれた。			29
2004	9	8	個人住宅の庭木の枝切り作業で、アルミ製三脚の2段目に登り、約2mの高	371	1	1～
		～	さの生垣の刈り込み作業を刈り込みバサミで行っていたところ、三脚の脚			9
		9	部の爪がコンクリート製の側溝の蓋で滑り、三脚が開いた衝撃で墜落し			
			た。			
2004	11	11	公園内において、松の枝切り作業中、乗っていた脚立（1.6m）から転落	371	1	1～
		～	し、枝切り中の木の枝が刺さった。			9
		12				
2004	6	10	木の枝切り作業を行うに当たり、高所にある木の枝に足をかけたところ、	712	1	1～
		～	枝が折れたためレンガ敷の地面に墜落した。			9
		11				
2004	10	10	歩道上に脚立を置き植木の枝切り作業を行っていたところ、自転車が脚立	371	1	10
		～	に衝突したため、バランスを崩し、高さ2.2m（推定）下の地面に墜落し			～
		11	た。			29
2004	12	15	個人宅の庭木手入れ作業現場において、木に直接登って枝の枝切り作業中	712	1	1～
		～	枝が折れ、約3.5m下の地面に墜落した。			9
		16				
2004	6	15	脚立の上で植木の枝切り作業を行っていたところ、脚立から転落した。	371	1	1～
		～				9
		16				
2004	10	8	庭の植木の植え替え作業において、被災者は4m位の植木を低くするため脚	136	8	1～
		～	立2台を植木に立てかけて、片方の足は脚立、片方の足は木に乗せて電動			9
		9	チェーンソーで植木を伐採していた際、誤って切創した。			
2004	10	14	観光用シーサイクルボート（足こぎ式ボート）の清掃を行っていたとこ	713	10	10
		～	ろ、水中に転落した。			～
		15				29

2004	2	8 ～ 9	作業開始点検後、ハーベスタを作業場まで移動する際に、ハーベスタ後部の原料袋を下げる荷台アームと本体に挟まれた。	229	7	30 ～ 49
2005	3	10 ～ 11	民家の裏山で立木をチェーンソーで伐倒したところ、当該立木が伐倒予定方向とは異なる方へ回転しながら倒れ、追い口を切り終えた被災者に激突した。	712	6	1～ 9
2005	11	9 ～ 10	住宅の庭に植えてある立木の枝切り作業において、立木の幹に登り作業をしていたところ、足を掛けていた枝が折れ、5.4m下のコンクリート通路に墜落した。	712	1	1～ 9
2005	12	10 ～ 11	樹木枝切り作業において、枝葉の枝切り作業を行っていたところ、5m下の地面に墜落した。	712	1	1～ 9
2005	10	15 ～ 16	街路樹に登り、10mの高さで枝切り作業をしていたところ、地上に墜落した。	712	1	10 ～ 29
2005	7	8 ～ 9	個人宅の庭の手入れ作業中、スズメバチに刺された。	719	90	1～ 9
2005	3	11 ～ 12	山桜の木にもたれかかった立枯れの松を撤去すべく、はしごに登り10m高で作業中、バランスを崩し、地面に墜落した。	371	1	10 ～ 29
2005	10	10 ～ 11	松の木の枝切りのため、三脚脚立を立て、上に登る途中バランスを崩し、1.8mの高さから脚立ごと転落した。	371	1	1～ 9
2005	6	16 ～ 17	焼却炉の外壁補修作業を行っていたところ、焼却炉の内部に組んであった脚立足場の作業床（高さ1.5m）から墜落した。	411	1	10 ～ 29

2005	9	13 ～ 14	枯れた松の木の伐採を行っていたところ、伐倒した松の木が被災者に激突した。	712	6	0
2005	11	14 ～ 15	枝切り作業で、はしごを使って木の上に移動し、更にその上にある枝（高さ5.4m）に足をかけて、ノコギリで作業をしていたところ、墜落した。	712	1	1～ 9
2005	12	16 ～ 17	4.8mの高さにある枝の除去作業を終え、移動はしごから下りようとした時に、バランスを崩し墜落した。	371	1	1～ 9
2005	10	13 ～ 14	茶畑において作業中、トラックの後方で下敷きとなった。	221	7	1～ 9
2005	10	14 ～ 15	庭木枝切り作業において、高さ2.5mの脚立から下りる際に高さ1.5mの位置でバランスを崩し、地面へと墜落した。	371	1	1～ 9
2006	2	9 ～ 10	ポンプ場の電気施設側に木の枝が伸びてきたのでフェンスに脚立を広げはしごとして使っていたが、ロックを掛けていなかったため脚立が折れ曲がり1.95メートル地点から墜落した。	371	1	1～ 9
2006	3	16 ～ 17	立ち木の枝上に引っかかっていた枝を落とすため、脚立を昇降設備として使い、立ち木上に登って枝を落としているとき、又は地上に降りようとしたとき、バランスを崩して地上に墜落した。	371	1	1～ 9
2006	4	9 ～ 10	高さが8メートル65センチの立木の枝の伐採を行う作業中、被災者が高さが3メートル20センチの幹が枝分かれしている箇所立ち、チェーンソーを用いて枝の伐採作業を行っていたとき、伐採した枝が被災者のところに落下した。	712	4	1～ 9
2006	4	13 ～	播種機（苗箱に土、種、水を入れる機械）を撤去する工程で、土入れ機の上部に設けてある外付けのホッパー（高さ1.7m）内に置いてあったフ	418	1	1～

		14	レコンバックを取ろうとホッパー上で同僚1名と作業していた際、墜落した。			9
2006	6	10 ～ 11	被災者は農業用トラクターに装着したたい肥散布機の修理のために、たい肥散布機の下で作業をしていたが、トラクターの運転手が、トラクターからたい肥散布機を取り外すため、被災者の指示によりトラクターを前進させたところ、たい肥散布機内の後方にたい肥が残っていたため、たい肥散布機が後方に傾き（空荷では、たい肥散布機は前方が重く、前方にジャッキをかけて安定させるもの）、被災者が下敷きになった。	169	4	1～ 9
2006	7	15 ～ 16	被災者が運転し他1名が同乗した軽自動車が、公園北側の入り口に到着したが、入り口付近にタクシーが駐車していたので、入り口扉の手前の道路中央に駐車し、被災者が運転席から降りて、入り口扉を開場するため扉に向かった。同乗者が軽自動車を扉に近づけるため運転したが、軽自動車が暴走し、駐車していたタクシーに接触し、被災者を巻き込んで扉を突き破り、先の植え込みで停止した。	221	17	50 ～ 99
2006	8	13 ～ 14	民家の庭木（生垣）の剪定を行っていたところ、三脚脚立（高さ約1メートル）から転落した。	371	1	1～ 9
2006	8	15 ～ 16	小型トラクターに装着されている馬鈴薯収穫用の堀取機の調子が悪くなったので、被災者は畑から作業場にトラクターを自走させて、別の堀取機と交換した後、再び畑に向かうため、トラクターを運転していたところ、道路脇の路肩からトラクターとともに道路下の草地に転落した。	169	17	10 ～ 29
2006	8	9 ～ 10	3名で川近くの土手の用水路の下草を刈り取る作業をしていたところ、刈払い作業をしている被災者の姿がないことから作業場所付近を探したところ被災者が10メートル下を流れる川に墜落しているのが発見された。	711	1	10 ～ 29
2006	9	14 ～ 15	公道である坂道（傾斜角12度）に塵芥車を駐車し、が運転席から降りたところ、無人のまま塵芥車が坂道を下り、前方に駐車していたダブルキャブに衝突、追突されたダブルキャブは衝撃で押され90度横転し、前方に駐車していた2トンダンプに衝突、その際、ダブルキャブと2トンダンプ	221	6	10 ～ 29

			の間にいた作業員がダブルキャブの下敷きになった。			
2006	9	10 ～ 11	事業主がドラグ・ショベルを運転して堆肥を堆肥散布機に積み込む作業を、被災者は数10m離れた場所でこぼれた堆肥をスコップで片付ける作業をしていた。事業主は、次の作業のため堆肥の山の端に鋼板（6m×1.5m、重量1.6トン）を設置し、バケットを鋼板から30センチ離れた位置に止めた後、数分間その場所を離れたが、戻ってきた時に、被災者が鋼板とバケットの間に挟まれているのを発見した。	419	5	1～ 9
2006	9	10 ～ 11	住宅の庭木（ウバメガシ）の剪定作業中に転倒、庭石で身体を打った。	711	2	1～ 9
2006	10	11 ～ 12	庭木剪定作業中、松の木の樹木に付着しているコケを、竹箒で取り除くため、高さ4mの脚立上にて作業していたところ、脚立上にてバランスを崩してアスファルト地面に墜落した。	371	1	1～ 9
2006	8	10 ～ 11	被災者は高さ約3.5mの三脚はしごにのって植木の剪定作業を行っていたところ、はしごからコンクリート製の歩道に転落した。	371	1	1～ 9
2006	12	8 ～ 9	近隣住宅の日照の障害になっていた公園の樹木の剪定を行うため、木に2連アルミ梯子をかけて登り、枝に足をかけて剪定ばさみと鋸を使い、枝を剪定したり移動を繰り返していたところ、足をかけた直径約4センチの枝が折れ、約5メートル下の土手へ墜落し、更に土手を転がり水路へ転落した。	712	1	1～ 9
2006	10	14 ～ 15	境内の松の剪定作業中、脚立または枝上から墜落した。	371	1	1～ 9
2006	12	16 ～ 17	マンション敷地内において、生垣（高さ3m、長さ20m）の剪定作業をしているときに、乗っていた高さ2.5mの脚立の上部（約2.2m）から脚を踏みはずし墜落した。	371	1	10 ～ 29

2006	12	13 ～ 14	民家の庭木の剪定作業をしていた被災者が、木に登り剪定をしていたとき、バランスを崩し、木の側にあったガレージの屋根を突き破り、コンクリートの地面に墜落した。	415	1	1～ 9
2006	5	0 ～ 1	4 tトラックの荷台にトラクターを積み移動中、運転手が道を間違え、急ブレーキを踏んだため、荷台上のトラクターが滑動し、荷台に乗っていた被災者がトラクターとトラックのプロテクターの間で挟まれた。	221	17	1～ 9
2006	12	9 ～ 10	敷地内にある木（胸高直径65センチメートル）の、枝伐採作業中、当該伐採する枝を移動式クレーン（吊上げ荷重4.9トントラッククレーン）で吊り、チェーンソーを用いて伐採していたところ、当該枝が折れて反転し、当該枝を伐採していた被災者の方に振れてきたため、避けようとしゃがんだところ、バランスを崩し、12.2メートル下の石敷きの雨水溝に墜落した。	712	1	1～ 9
2007	10	9 ～ 10	被災者は不整地運搬車の荷台前にあるつり上げ装置を使用し、エンジンを詰めた袋（1袋約400kg）をトラックへ積み込む作業をしていた。12袋積み終わったときに、停車していたトラックが後方にゆっくり動き出したため不整地運搬車の荷台にいた被災者がトラックに乗り込んで止めようとしたが、トラック右側のドアと不整地運搬車のあおりの間にはさまれた。	221	7	1～ 9
2007	7	14 ～ 15	大根の作付けを行う畑において、農耕用トラクターの後部にロータリーと播種機を取り付けた機械で大根の種（ロール状になった紐の中に種が入っているもの）を蒔く作業中、機械の後方を付いて歩いて、うねの中に大根の種が適切に入っているか確認していた作業員2名のうちの1名が、トラクターとロータリーの間で移動した際に、ロータリーに巻き込まれた。	169	7	30 ～ 49
2007	6	9 ～ 10	個人宅の庭木の手入れ作業中、高さ約440cmのツゲの木（葉張280cm、胸高の周67cm）に前面道路からかけたアルミ製三脚はしご（高さ465cm）から墜落した。	371	1	1～ 9
2007	3	8 ～	桜の枝落としのため、高さ13mの桜の枝上で作業中、バランスを崩し地	712	1	1～

		9	面に墜落した。			9
2007	12	9 ～ 10	民家の庭先にある樹木の伐採作業時に、1人が木の上に登りチェーンソーで枝の伐採を行い、被災者は地上で伐採した枝が地面に落ちないように伐採する枝にロープを掛けて持っていたところ、切り落とし落下した枝の反動が大きかったため、ロープを持っていた被災者が引っ張られ、約30m崖下に墜落した。	712	1	1～ 9
2007	6	11 ～ 12	作業員2名で小学校校庭の植樹（ケヤキ、胸高直径60cm、高さ13～14m）の枝切り作業中、1名が高さ約9mの樹上にて樹幹に玉掛用スリングロープを掛ける作業をしていたところ、ほぼ直下の通路（アスファルト敷き）に墜落した。	712	1	1～ 9
2007	1	10 ～ 11	高さ約8mのケヤキの枝切りを行うため、作業員2名が、移動はしごで枝部に上がり、歩道側と車道側に分かれて枝切り作業を行っていたところ、歩道側を作業していた作業員が、枝から移動しようとした際に、4m下の歩道に転落した。	712	1	1～ 9
2007	6	10 ～ 11	樹木の枝をはしごに登って手持ちのこぎりで枝切りしていた被災者が、はしご（高さ約180cm付近）から墜落した。被災者は、保護帽、安全帯を着用していなかった。	371	1	1～ 9
2007	5	13 ～ 14	水田の田植えの作業において、別の水田に田植機を移動させるため、乗り入れ口より移動していたところ、斜面を登る際に運転操作を誤り、田植機が傾き垂直になったため、運転席後部の手すりが苗のせ台により押し上げられ、ハンドルと手すり間にはさまれた。	169	7	1～ 9
2007	11	9 ～ 10	脚立に乗って高木の枝切り作業を行った後、脚立から降りようとした際、誤って墜落した。なお、墜落したのは踏木の4段目（高さ110cm）からである。	371	1	1～ 9
2007	11	14 ～ 15	駐車場外周の集草作業（雑草の伐採、収集）を行っていたところ、幅約1.2mの擁壁の犬走り上から、4.4m下方の民家敷地に墜落した。	418	1	1～ 9

2007	8	8 ～ 9	得意先の庭木の枝切り作業を行っていた被災者が、槇の木（高さ3.8 m）の上部の枝切りにかかるため、枝切りばさみを持ち、脚立（三脚、高さ3.83 m）を登っていたところ、脚立の踏み面から足を滑らせ、1.55 m下の地面に墜落した。	371	1	1～ 9
2007	8	16 ～ 17	被災者は宣伝用の簡易看板を設置するため、軽トラックで現場へ向かっていたところ、交差点において乗用車と衝突した。	231	17	10 ～ 29
2007	12	8 ～ 9	被災者は一人で軽トラックを運転し、みかん農園に設置された散水用パイプの水抜き作業を行った後、再度軽トラックを運転してみかん農園内の未舗装道路（傾斜角15度～20度）を下り、農園内の倉庫に戻る途中、みかん農園入り口付近にある立木に激突した。	221	3	1～ 9
2007	7	16 ～ 17	被災者が畑から畑へ移動するため、公道（広域農道）をバイクに乗り、右折しようとしたところ、後方から追い越そうとした自動車と接触、転倒した。	231	17	1～ 9
2008	9	9 ～ 10	鉄骨造2階建の選別場兼倉庫内の2階倉庫で、トマト出荷用の段ボール箱を組立作業中、積み上げた段ボール箱を移動させた際に、荷揚げ用開口部分（高さ3.8m）から墜落した。	414	1	1～ 9
2008	9	15 ～ 16	当該事業場は農業を営んでおり、馬鈴薯の収穫作業は、農業用トラクターによりポテトハーベスターと呼ばれる収穫機を牽引して行われている。被災者の他に3名の作業者が収穫機についている作業台で収穫物と石等の分別作業に従事していたところ、高さ1.25mの作業台より被災者が墜落して死亡した。	169	1	1～ 9
2008	4	14 ～ 15	農業用トラクターを運転して畑を耕す場所へ移動していたところ、トラクターから投げ出されてトラクターにひかれた。	229	1	1～ 9
2008	6	9 ～	被災者と山林所有者の2人で山林内の間伐のため、杉の木を伐倒していた。所有者が伐倒して被災者がロープで伐倒方向の誘導を行っていたところ、4本目の伐倒後に被災者が伐倒木の先端の下に倒れているのを発見した。病	712	6	1～ 9

		10	院に搬送後、死亡した。			
2008	7	13 ～ 14	脚立で庭にある高さ4m10cmの樹木の枝切りり作業を行っていたところ、脚立からコンクリートの地面に墜落した。	371	1	1～ 9
2008	1	9 ～ 10	庭木の枝切りり作業で、高さ6m、胸高直径20cm程の檜の木の枝を払っていたところ、はしごの高さ約5mの位置から転落して死亡した。	371	1	1～ 9
2008	6	13 ～ 14	アパート脇の立木の枝切りり及び下草除去作業で発生した枝葉の搬出作業中、作業場所付近に設置されていたフェンスごと約2.75m下のアパート駐車場に墜落した。	419	1	1～ 9
2008	3	16 ～ 17	被災者は、高さ約18mの立木の枝打ちを立木の下部から上部へ昇りながら行った際、立木の高さ約8mの地点から墜落した。	712	1	1～ 9
2008	12	15 ～ 16	被災者が2tトラックで持ち込んだ枝切りりしたものを廃棄物処理場に荷卸した後、被災作業者が約15度の傾斜のある場所に運転席を下方にする状態でトラックを停車させて運転席から離れたところ、トラックが下方に動き出したため、運転席のドアを開け乗り込もうとした時、側壁に押されたドアと車体の間にはさまれ死亡した。	221	7	0
2008	8	13 ～ 14	植木の枝切りり作業中、蜂に数箇所を刺された。同僚の男性が患部を冷やすため氷を買って戻ってくると被災者が痙攣状態で倒れていた。	719	90	1～ 9
2008	4	13 ～ 14	被災者は脚立を使ってくすのきに登り、枝切りり作業を行った際、地面から2.12m以上の場所から墜落して死亡した。	712	1	1～ 9
2008	2	8 ～	被災者は朝礼を終えて農場の事務所から約500m離れた堆肥場で仕事を行うために軽トラックを運転していた。自動車道の高架下を通り、見通しの悪い十字交差点を走行中に自動車道の側道を直進中の普通自動車と出会い頭	221	17	100 ～

		9	に衝突して死亡した。			299
2008	6	9 ～ 10	被災者は朝から開始したお茶摘み作業の途中、茶畑の近くで休憩をするために別の者が運転するお茶摘み機械（下部にクローラ式の移動装置が付いている）に同乗し移動した。お茶摘み機械の移動を停止した直後、被災者が機械の傍で仰向けの状態で倒れていたのを発見された。	169	1	1～ 9
2009	9	16 ～ 17	被災者を含む4人が農業トラクターに牽引されるハーベスター（重量約3.5t）と呼ばれる馬鈴薯収穫機に乗って馬鈴薯の収穫作業を行っていた。被災者等がハーベスターを降りて、畑に落ちている小イモを取り除いていたとき、トラクターの運転手がハーベスターに被災者等が乗ったことを確認せずにトラクターを前進させたため、ハーベスターの下に潜り込んで小イモを取っていたと思われる被災者がその右後輪にひかれた。	169	7	1～ 9
2009	11	13 ～ 14	被災当日、農業用トラクターの後部に収穫用コンテナを乗せるための荷台を連結し、収穫した長いもを荷台上のコンテナに入れる作業を行っていた。当該コンテナに長いもを入れる作業は農業用トラクターを前進させながら作業を行っており、被災者は前進していた荷台後部左側の車輪に巻き込まれた。	229	7	1～ 9
2009	11	14 ～ 15	現場施工写真を撮り会社に戻る途中で、被災者の乗る社用車がセンターラインをはみ出しコンクリートミキサー車と正面衝突した。	231	17	10 ～ 29
2009	9	9 ～ 10	坂道（勾配約8度）に造園用はしごを設置して個人宅の植木枝切りの作業中、被災者がはしごに昇って藤つるを刈りこみバサミで枝切りし終え、はしごから降りようとした際、高さ約3mの位置から地面に墜落した。	371	1	1～ 9
2009	11	13 ～ 14	庭木の枝切り作業を4人で行っていた。被災者が三脚はしごを使用して松の枝切り作業を行っていたところ、バランスを崩し三脚はしご天板端上から2m92cm下のコンクリート地面に墜落した。	371	1	10 ～ 29
2009	2	4 ～	被災者は公園、庭園等の木の枝切り、芝刈りを行う現場において、協力業者の監督及び自らが担当する物件の管理業務に従事していたが、月115時間	921	90	10 ～

		5	を超える時間外労働により、事業場内の更衣室の鴨居に梱包用プラスチック製紐をかけて縊死した。			29
2009	10	15 ～ 16	樹木枝切り作業において、高所作業車のバケットより枝切り作業を行っていたところ、地面に投下した枝が何らかの状況で作業箇所の下で枝を取りまとめていた被災者に当たった。	712	4	1～ 9
2009	7	15 ～ 16	寺院の境内において、作業員4人で庭の石積み上で植木の手入れ作業をしていたところ、1人が高さ約6mの場所から転落した。	711	1	1～ 9
2009	4	8 ～ 9	被災者は、1人で高さ約4mの樹木の枝切り作業を行っていたが、作業に使用していたはしごから転落した。	371	1	1～ 9
2009	6	11 ～ 12	事業所内において、3人でかしの木（樹高約30m、直径0.6m）の枝伐採作業中、高さ3.6mの枝の上で枝（長さ3.0m、直径0.2m）を伐採するためチェーンソーで大半を玉切りし、続いてのこぎりで切り落としたところ、その枝がはねて身体に当たった。枝は、落下しないように、上部の枝とロープで結ばれていた。	712	6	10 ～ 29
2009	3	8 ～ 9	支障木を伐採する作業員であった被災者が橋梁の側方から約3m離れた支障木がある地山に至るはしごを架け渡したりしていたところ、いずれかの箇所から約12m下の地面に転落した。	371	1	1～ 9
2009	10	4 ～ 5	芝の配達のための被災者運転のトラックが対向してきた大型トラックと正面衝突し、被災者と同乗していた女性が死亡した。県警の調査によると、国道の事故現場は緩やかな左カーブであり、被災者の運転していたトラックが衝突前から中央線に対向車線にはみ出しおり、ブレーキ痕はなく、事故原因は不明である。	221	17	1～ 9
2009	11	16 ～ 17	国道の街路樹植樹帯の除草作業を行っていたところ、国道を通行中の車両にはねられ死亡した。	231	17	1～ 9

2010	1	14 ～ 15	発注者である境内の植栽の手入れを請負った造園会社に所属する被災者が、長さ240cmの3点式の脚立を、建物の軒に立てかけて「移動はしご」として使用し、建物軒に設置の雨樋内部に詰まった枯葉等の除去作業を実施していたところ、手がかりとしていた雨樋が破損したためバランスを崩し、脚立4段目（地上高さ117cm）ないし同5段目（146cm）より墜落し、庭の置き石に頭部を打ちつけ、病院にて翌日死亡した。	371	1	1～ 9
2010	2	7 ～ 8	サトウキビ収集場所付近の道路上（勾配あり）に、被災者がサイドブレーキをかけずエンジンをかけたまま車（ワンボックスの軽自動車）を止め、他の労働者に作業中止の連絡をするため車道を歩いていたところ、停めた車が動き出し被災者に激突した。被災者は頭部の負傷により3日後に死亡した。	231	6	50 ～ 99
2010	2	7 ～ 8	出勤する労働者2名を送迎車に乗車させて、国道を走行していたところ、下り坂のカーブを走行してきた10tトラックが脇見運転でセンターラインを越えて対向車線に入り、送迎車と正面衝突した。この事故で、送迎車の運転手と同乗の労働者2名の計3名が死亡したもの。	221	17	50 ～ 99
2010	2	7 ～ 8	出勤する労働者2名を送迎車に乗車させて、国道を走行していたところ、下り坂のカーブを走行してきた10tトラックが脇見運転でセンターラインを越えて対向車線に入り、送迎車と正面衝突した。この事故で、送迎車の運転手と同乗の労働者2名の計3名が死亡したもの。	221	17	50 ～ 99
2010	2	7 ～ 8	出勤する労働者2名を送迎車に乗車させて、国道を走行していたところ、下り坂のカーブを走行してきた10tトラックが脇見運転でセンターラインを越えて対向車線に入り、送迎車と正面衝突した。この事故で、送迎車の運転手と同乗の労働者2名の計3名が死亡したもの。	221	17	50 ～ 99
2010	4	9 ～ 10	神社内の松を切る作業中、事業主が切り残った高さ約5mの松をチェーンソーで切り倒したところ、木の内側が枯れていてたために予想外の方向に倒れ、切り終わった松をトラックに積み込む作業をしていた被災者が倒れた木の下敷きとなって死亡したもの。	712	6	1～ 9
			ゴルフ場内において、グリーン付近の立木剪定で被災者が木に立てかけた			

2010	5	13 ～ 14	脚立を使って幹を登り、枝へつたおうとした時、誤ってバランスを崩して立木下にあるカート道に墜落。救急車にて搬送したが、頭部を打ち間もなく死亡。墜落推定高さは5 mである。保護帽及び安全帯（2丁掛け）を着用していた。	712	1	1～ 9
2010	6	14 ～ 15	被災者を含む7名で水田のあぜ道の草刈り等の作業を各自離れた位置で行っていたところ、近くを通りかかった高校生が水田の中に倒れている被災者を発見し、救急車で病院に搬送したが、約1週間後、肺炎により死亡した。	719	90	10 ～ 29
2010	7	13 ～ 14	被災者は1人でビニールハウス内（推定45℃以上）の片付け作業を行っていたところ、作業終了予定時刻から約1時間半後に、内部で倒れていたのを発見されたもの。	715	11	1～ 9
2010	7	15 ～ 16	サボテンを栽培するビニールハウス内で、被災者が倒れているのを同僚により発見され、搬送先の病院で熱中症により死亡したもの。被災者は当日の午前より農薬の散布作業を行っていたが、農薬から身を守るため、防毒マスクやポリエステル製の作業着を着用していた。同日の最高気温は35.4℃を記録していた。なお、被災者は入社3日目であった。	715	11	30 ～ 49
2010	7	18 ～ 19	個人宅の築庭作業において、屋外で門から玄関に至るアプローチに張り詰める石や苔などの資材運搬、石張りや苔張りの作業補助を行っていた被災者が、作業終了前の資材の片付け作業中に熱中症を発症して入院し、翌朝に入院先の病院で熱けいれんを起こして死亡したもの。当日の天気は晴れで、最高気温は32.3℃、湿度65%であった。	715	11	10 ～ 29
2010	7	11 ～ 12	貨物自動車（2tトラック）の荷台にかぼちゃの入った重さ約500kgのコンテナと労働者3名を載せ、コンテナが荷台よりも若干大きく、あおりを閉めないまま市道を走行していた。T字路交差点を右折する際、固定されていなかったコンテナとともに労働者3名が高さ0.7mの荷台から路上に転落し、1人が頭を強打し、約3時間後に死亡したもの。残り2人も頭部等打撲し、休業した。	221	1	10 ～ 29
		13				

2010	7	～ 14	住宅周辺の樹木の剪定作業中、蜂に刺され、病院に搬送されたが、その後ショックにより死亡したものである。	719	90	1～ 9
2010	8	9 ～ 10	山中の竹林において、被災者が2 t ダンプトラックに積んだ筍用の肥料を荷台を傾けて降ろしていたところ、傾斜地であったため当該トラックが転倒し、運転席から降りて荷台を操作していた被災者が下敷きとなったもの。	221	7	1～ 9
2010	8	17 ～ 18	事業場敷地内において、被災者がフォークリフトを空荷の状態でもって坂道を後進で下りていたところ、右後輪が坂道右側の土手に乗り上げフォークリフトごと横転した。その際に、被災者はフォークリフトのヘッドガードのフレームに胸部をはさまれ死亡した。	222	2	1～ 9
2010	8	19 ～ 20	被災者は、早朝からトウモロコシ畑で害虫の防除作業中、夜になっても作業場へ戻ってこないため、不審に思った社長が畑へ掛け付けたところ、畑の中で倒れていたのを発見した。	715	11	1～ 9
2010	8	16 ～ 17	被災者は河川の土手の除草作業中、熊手を持って草を集めていたところ、30℃を超える炎天下の連続作業により突然倒れ、病院へ搬送されたが意識が戻らず、2日後に死亡が確認された。また、被災者は当日5.5リットルの容器に入った茶を用意しており、その容器はほぼ空となっていた。なお、本件災害発生場所は、除草作業のみが行われ、建設作業はない。	715	11	1～ 9
2010	8	15 ～ 16	個人宅の樹木剪定作業において、同僚が剪定した枝葉を収集しトラックに積み込む作業を朝より開始し、午後になって倒れたために救急車で病院に搬送したが、熱中症により死亡した。被災者は雇われて初日の作業であった。	715	11	1～ 9
2010	9	10 ～ 11	樹木（3 m）の剪定作業で、三脚梯子に上り刈込機械（トリマー）を使用して作業を行っていたところ、バランスを崩し頭部から地面へ墜落したものの。	371	1	30 ～ 49
			被災者は農業用トラクターで牽引したポテトハーベスター（じゃが芋収穫機）の作業台（地上からの高さ1.4 m）に乗り、じゃが芋と石等を選別			

2010	9	15 ～ 16	<p>する作業を行っていた。休憩後作業を再開するためポテトハーベスター（被災者含む3名乗車）を牽引した農業用トラクターで時速約3 kmでじゃが芋畑（作業場所）に移動中、被災者がポテトハーベスターの左後方作業台からポテトハーベスター左車輪前方へ墜落し、左車輪に轢かれた。倒れているのを同乗者が発見し病院へ搬送したが死亡した。</p>	169	7	1～ 9
2010	9	15 ～ 16	<p>園芸用土を攪拌・搬送・ポットに充填する一連の工程を行う機械設備に、園芸用土を投入するため、ホッパー部（長さ130 cm、幅320 cm、深さ60～120 cm、底部は全面ローラー）に立ち入り、稼働状態（ローラー、排出・攪拌用の回転軸が回転）において、ホッパー内につり下げられた園芸用土入りフレコンの開封用の紐を解いていたところ、攪拌用の回転軸の爪が被災者の首から肩の辺りに突き刺さり死亡したものの。</p>	169	7	10 ～ 29
2010	10	12 ～ 13	<p>花木生産栽培事業所で清掃・片付け・手元等雑作業を担当する被災者が、敷地内の杉林で頭部を負傷して倒れているのが発見された。当日の朝、杉の木の伐木作業が行われていたが、一部に、かかり木が生じていた。かかり木状態になっていた杉の木が何らかの原因により落下し、下にいた被災者に当たったものと考えられる。</p>	712	4	10 ～ 29
2010	11	14 ～ 15	<p>椎茸栽培のために使用するくぬぎの木の伐採作業を4名で行っていた。同僚が高さ約16 mのくぬぎの木をチェーンソーで伐倒していたところ、木の幹の中心部分が腐っていたため、予定していた伐倒方向（受け口）とは異なる方向に倒れ、幹上側の太い枝が谷側方向に少し回転し、退避していた被災者の頭部（保護帽着用）に激突した。このとき、被災者の意識はなく、病院に搬送したが数時間後に死亡が確認された。</p>	712	4	1～ 9
2010	12	11 ～ 12	<p>被災場所にて、椎の木に登り、地面から約5 mの高さの位置の枝に足をのせ、当該枝に安全帯をかけて剪定作業を行っていたところ、当該枝が腐っていて体重を支えられずに折れて、被災者は枝とともに地面に墜落したものである。折れた枝に安全帯を掛けていたため機能しなかった。</p>	712	1	0
		15	<p>被災者は不整地運搬車を使用し、1人で梨園に堆肥を撒く作業を行っていたところ、運転席で梨の木の枝（背中側）と操縦装置（胸側）の間に挟ま</p>			

2010	12	～	れた状態で発見された。なお不整地運搬車はエンストしており、ギアは後	227	3	1～
	16		進に入っていた。死亡原因は圧死ではなく心臓疾患であるが、枝に衝突する前か否かは不明。			9
2010	12	8	個人の庭木剪定作業を行うため、敷地外の公道上に剪定用脚立を設置し、	371	1	1～
	～	9	高さ約3 mの位置にある踏み面で作業を行っていたところ、一般の通行人が自転車で脚立に激突し、衝撃で脚立が倒れ、墜落したものの。被災者は保護帽を着用していたが、頭部を強打し、7日後に死亡した。			
2011	9	13	被災者は他の作業員3名と共に事業主が運転するトラクターに牽引された	169	7	1～
	～	14	馬鈴薯収穫機に乗り、馬鈴薯選別作業を行っていた。昼食後、事業主がトラクターに乗り、午後から収穫する場所へ移動しようとした時、被災者も畑に戻り、トラクターの進行方向と平行に収穫機の右側を歩いていた。その後少し遅れて事業主の妻が畑に戻ったところ、収穫機の後方で這っている被災者を発見し、病院に搬送したが多発外傷により死亡したものの。			
2011	4	14	別荘庭木の剪定作業において、白樺の木（樹高16 m）の芯止めを行うため、梯子を立て掛け登り、高さ6 m付近の踏みさん上に立ち、安全帯を梯子の踏みさんに掛け、地上から7.4 mの箇所の幹を手のこで切断していた。幹を切断し終えたことから地上に落とすために手で押したものの落下	371	1	1～
	～	15	しないため、使用していた安全帯を外して梯子を下りようとしたところ、先端部が切断部からずれて落下し、被災者は先端部とともに墜落した。			
2011	3	13	危険木の伐倒作業において、高所作業車を用いて立木の間部を切断中、	712	4	1～
	～	14	切断した立木の上部が強風にあおられて高所作業車のブームに落下し、ブームが折れてバケットごと地面に墜落したものの。			
2011	2	9	ゴルフ倶楽部コース1番ホールにて、被災者はアカマツの剪定作業のため、三脚脚立を使い幹に登り枝上を移動しながら枝を切り落としていたところ、地上高さ6.55 mの枝（推定位置）から地面に墜落し死亡したものの。	712	1	1～
	～	10				
		9	民家の庭木剪定作業において、被災者は三脚（高さ3.5 m）を用いて樹			

2011	2	～ 10	木を剪定していたところ、第三者の運転する小型ショベルローダーが三脚に接触し、その衝撃でバランスを崩して地面に墜落、頭部を強打したものの。墜落した高さは、樹木の剪定状況から、1.5m程度と推定される。	225	6	1～ 9
2011	8	～ 11	平成23年8月6日午前10時10分頃、八千代市に所在する工場敷地内で、高さ6.5メートルの立木（マテバシイ）の剪定にあたり、当該木に上って作業していたところ、高さ約3.4メートルの地点から隣接する住宅敷地内に墜落し、被災したものの。	712	1	10 ～ 29
2011	6	～ 17	運動施設の立木の枝打ち作業にあたり、刈った枝を手作業で運搬していたところ、何等墜落防止措置を講じていなかったことから、高さ702cmの擁壁上から地面に墜落し、死亡したものの。	418	1	1～ 9
2011	3	～ 14	個人宅の上まで延びた木を伐採する現場において、被災者と共に作業を行っていた事業主が、被災者が前のめりに倒れこむところを目撃した。共に作業を行っていた作業員が、被災者を引き起こしたところ、意識がなかった。すぐに意識を取り戻し、事業主の車で病院まで搬送されたが、翌日に死亡した。被災者は保護帽を着用していなかった。	712	2	1～ 9
2011	10	～ 12	市道上で選定作業をしていた庭師作業員が乗った脚立に、同僚の庭師作業員が運転する軽トラックが衝突し、脚立が転倒、脚立に乗っていた作業員は転落し約12時間後に死亡した。脚立高さは2.4m、軽トラックの前に設置しており、同僚の軽トラック運転手が軽トラックを発進させるのに、脚立をよけるため後進しようとしたが、誤って前進させた。	221	17	1～ 9
2011	2	～ 9	個人の別荘内の樹木の剪定作業中、乗っていた枝が折れて約2.5mの高さから落下し、頸部、胸部を地面に強打した。事故後入院して治療を続けていたが、平成23年7月1日午後11時40分死亡した。	712	1	1～ 9
2011	11	～ 10	被災者は、車両運搬用トラックであるキャリアカーの油圧により開閉するテールゲート（車両後部の道板兼あおり、約200kg）の油圧シリンダーに接続される油圧ホースを交換後、油圧の作動に使われる作動油の補充を災害発生場所であるガソリンスタンドにおいて行っていたところ、倒れてきたテールゲートとコンクリート床面との間に挟まれたものの。	221	5	1～ 9

2011	9	15 ～ 16	被災者は剪定した枝葉を市内の同業者の広場へ一人で運搬途中に、トラックごと川に転落し死亡した。被災者は台風で折れた川沿いの桜の剪定と、その枝葉の運搬作業を行っていた。事故にあった現場の道幅は約2mと狭く、道路は登り坂で左にカーブしていた。	221	17	1～ 9
2011	7	15 ～ 16	市内の茶畑で農薬散布の作業中、午後3時30分頃、被災者が水分補給するため水筒が置いてあるダンプトラックに向かった。少しして事業主がダンプトラックの方を見たところ、被災者がダンプトラックにもたれぐったりしていた。事業主がすぐ近づく意識はあったが5分ほどするといびきをかいて寝てしまったため119番通報し病院に搬送されたが、午後7時23分死亡した。	715	11	1～ 9
2011	7	8 ～ 9	ビニールハウス内で7時30分すぎからトマトの収穫後の枝類を束ねたものを一輪車で運び出す作業を開始し、8時45分頃に被災者の様子がおかしくフラフラしている状態であり、ビニールハウスの柱にしがみついて動けなくなったため、日陰まで担いで移動させたところ嘔吐した。すぐに救急搬送したが、死亡した。	715	11	10 ～ 29
2011	1	16 ～ 17	耕運機のハンドル部とビニールハウスの支柱との間に、胸を挟まれて、倒れていたところを、発見された。	169	7	10 ～ 29
2011	3	8 ～ 9	里道の下り坂で、3t車（トラック）の前輪横付近でアウトリガーを元に戻す作業を行っていた被災者が、下り坂を動き出した3t車の左前輪のタイヤの内側にある車軸と地面との間に挟まれた。（事故発生後、20日目に死亡）	221	7	1～ 9
2012	9	16 ～ 17	他の事業場のトラック運転手がいも畑内にフォークリフトを立ち往生させたため、被災者がフォークリフトに乗りトラックで横方向から牽引し脱出させようとしたところ、フォークリフトがバランスを崩して横転し、運転していた被災者がフォークリフトから投げ出され、ヘッドガードと地面の間に挟まれ死亡した。	221	2	1～ 9
		16	キノコ栽培で使用が終わったおがくずをトラクターショベルを使用して搔			10

2012	9	～	17	き上げた。作業終了後、トラクターショベルの置き場に戻る途中の作業道（下り坂）にて、当該トラクターショベルが横転した。	141	7	～	29
2012	12	～	12	庭木の手入れ作業に従事している際、立木（高さ約8m）から墜落したものの。なお、作業は櫛の立木の枝払いを行うもので複数で作業を行っており、被災者だけが樹上に登り枝を剪定していた。	712	1	1～	9
2012	8	～	15 16	工場からフォークリフトを移動するために、被災者がフォークリフトを運転し、町道の交差点を右折しようとしたところ、町道から約50cm下の水田に転落した。被災者は横転したフォークリフトの下敷きとなり、外傷性心肺停止により死亡した。	222	17	1～	9
2012	2	～	15 16	被災者は地上高さ約5mのはしご上において、チェーンソーを用いて立木の伐木作業をしていたところ、伐倒木がほぼ垂直のまま倒壊して落下し、その際に伐倒木から張り出している枝が被災者に飛来して激突したため、体勢を崩して地上に墜落した。	712	5	1～	9
2012	11	～	9 10	被災者は高さ約10mの街路樹に上り剪定作業を行っていたところ、同街路樹の上に架け渡されていた高圧送電線に接触して感電し、救急搬送先の病院で死亡した。	351	13	1～	9
2012	9	～	10 11	被災者は高さ約5mの三点脚立を使用して、地上約4mの位置で高さ約5mの樹木の剪定作業を行っていたところ、バランスを崩して脚立から落下し、アスファルトの地面に墜落した。なお、被災者は安全帯及びヘルメットを使用していなかった。	371	1	1～	9
2012	11	～	8 9	被災者は造園用三脚を使って庭木の剪定作業を行っていたところ、バランスを崩して約4m付近から地上に墜落し、庭石に腹部を強打した。	371	1	10	～ 29
2012	8	～	10 11	高速道路で中央分離帯の草刈り作業で刈った草をプラスチック製の箕に入れ、パッカー車に刈草のみを投入すべきところ、箕も一緒にパッカー車に入れてしまったため、被災者がとっさに箕を取ろうとしてパッカー車の回転板に上半身を巻き込まれた。	221	7	10	～ 29

2012	7	15 ～ 16	被災者はハンドガイド式草刈機（クローラ走行タイプ）に乗車操縦し、堤防道路から川側法面に行こうとしていたところ、草刈機が転倒して被災者とともに堤防下に転落し、草刈機の下敷きになった。	149	2	1～ 9
2012	2	17 ～ 18	被災者は荒地を農地に改良するため、単独でチェーンソーを使用し立木を伐採する作業に従事していた。被災者が作業終了時刻になっても、作業現場から帰社しないため、事業主が現場を確認したところ、切口付近から二股に裂けている伐倒木の裂目に挟まれ、死亡している被災者が発見された。	712	7	1～ 9
2012	3	16 ～ 17	作業床の高さが約10mの高所作業車を用いて公園の高木の剪定作業を行っている際、当該高所作業車が被災者を乗せたまま転倒した。	146	2	1～ 9
2012	3	16 ～ 17	作業床の高さが約11mの高所作業車を用いて公園の高木の剪定作業を行っている際、当該高所作業車が被災者を乗せたまま転倒した。	146	2	1～ 9
2012	11	11 ～ 12	公園にある角度33度、上下幅約10mの、のり枠内の草刈り作業を行っていた際、その下にある角度75度の擁壁から、垂直高さ約5.4m下のコンクリート溝に墜落した。	418	1	1～ 9
2012	2	9 ～ 10	被災者は大根棚（竹製の柱で組まれた三角やぐら）の上に乗し、干し大根の収穫作業に従事していたところ、誤って大根棚の7段目（高さ約2.9m）から畑上に転落し、救急搬送先の病院で死亡した。	419	1	1～ 9
2012	5	17 ～ 18	当日の収穫場所である畑から、別の畑へホイールローダーを運転して市道を移動中、約70cm下の畑へ転落したもの。体を投げ出され、ヘッドガードと地面の間に胸を挟まれ、救急搬送先の病院で肺圧迫のため死亡が確認された。	141	17	1～ 9
2013	8	9 ～ 10	被災者は、同僚とトラックの泥はねで汚れた事業場前の道路上を、スコップを使って掃除していた。その後、同僚は被災者と別れて休憩場所に行き、休憩時間終了後も被災者が現れないため捜索したところ、作業場横の法面（法長約7メートル）の下に流れている川の川岸で、顔が水につかっ	713	10	1～ 9

			て倒れている被災者を発見した。			
2013	9	16 ～ 17	被災者は、市道の歩道部にある街路樹の剪定等の作業（以下「街路樹工事」。）において、片側2車線道路の歩道側車道上で、工事に必要な範囲をカラーコーンで区切り交通規制をして行っていた。公道上で走行車両同士との交通事故が発生し、その車両のうち1台（トラック）が、交通事故の反動で街路樹工事の交通規制範囲に進入し、街路樹工事に従事していた被災者が、当該トラックと街路樹工事に使用していた高所作業車の間にはさまれた。	221	7	1～ 9
2013	12	8 ～ 9	被災者は、空荷のフォークリフトを運転して道路幅2.8mの直線の未舗装の公道を走行中、路肩から約50cm下の畑に転落した。	222	1	1～ 9
2013	11	14 ～ 15	植栽地の雑草を取り除く作業を、被災労働者を含め4名の労働者が行っていた。地面から高さ約3.9mに位置する芝生が生成する箇所で作業を行っていた被災者が地面に転落、頭部を強打し、脳内出血により死亡した。	719	1	1～ 9
2013	1	14 ～ 15	民家内にある立木（高さ約20m）を切り詰める作業において、チェーンソーでほぼ切断した幹（長さ約3m、直径約0.4m）を、作業員6名が2手に分かれて、隣の樹の枝を介したロープで引き倒しつつ吊り下ろそうとしていたところ、予想以上の重量のため逆に引き寄せられてしまい、落下した幹の下敷きとなり、1名が死亡した。	712	4	1～ 9
2013	8	10 ～ 11	被災者は、単独で、農業用水路の左岸にある揚水機場の取水口に取り付けられた鉄製柵に付着した草などのゴミを除去する作業中、取水口上のグレーチングの作業床又は取水口入口ゲートからグレーチングの作業床に至る間にあるコンクリート製階段から当該用水路に転落し、約500m下流で心肺停止の状態で見つかった。	418	10	1～ 9
2013	11	16 ～ 17	被災者が、高さ約8メートルの檜の木にはしごをかけ、一人で剪定作業を行っていたところ、地面（石畳）に墜落し、頭を強く打った。	371	1	1～ 9

2013	10	12 ～ 13	被災者は、山林内の松茸採取の作業を行っていたが、松茸採取を終えたため作業現場を離れようとしたところ、傾斜角約40度の山の斜面から約15メートル下に転落した。	711	1	1 ～ 9
2013	10	16 ～ 17	被災者は、脚立を使用し高さ2mの柳の木の剪定を行っていた。被災者が当該柳の枯れ枝に手をかけたところ、その枯れ枝が折れたため脚立から墜落し、隣地境界に埋設してあるU字溝に右側頭部を打ち付けた。	371	1	1 ～ 9
2013	7	16 ～ 17	被災者は、白ネギ畑で作業を行っていたが、気分が悪くなり、病院に搬送されるも意識がなくなり、熱中症により死亡した。	715	11	10 ～ 29
2014	11	15 ～ 16	庭木の剪定作業中、コンクリートの邸内の道路上に倒れている被災者が家人により発見された。尚、発生前には植木作業で使用される脚立（3角形の梯子を一本の支柱で支えたもの）の上で植木剪定用のヘッジトリマーを使用していた。	371	1	1 ～ 9
2014	11	15 ～ 16	長いも収穫作業中、被災者は同僚が運転する農業用トラクター（荷車牽引）の荷車荷台に載せられたコンテナに腰を掛け、移動していた際、荷車の進行方向に向かって右側後輪にひかれた。	169	7	1 ～ 9
2014	9	15 ～ 16	脚立を使用し、個人宅の樹木伐採作業中、幹の切断作業を天板上で行っていたところ、地上約3.5mの高さから墜落。顔面等を強打し、死亡した。尚、作業時に、被災者はヘルメット、安全帯を着用していなかった。	371	1	1 ～ 9
2014	9	14 ～ 15	庭木に登り、剪定作業中、剪定していた枝に安全帯のロープを巻きつけた状態の被災者が、枝とともに墜落しているのが発見された。	712	1	1 ～ 9
2014	8	9 ～ 10	おが屑を廃棄するため、指定された林道脇の捨て場にトラックを停車させ、トラックを降りた際、トラックが傾斜により逸走したため、トラックの運転席側のドアを開け乗り込もうとしたところ、トラックが林道脇の擁壁に向かって逸走し、擁壁により押された運転席側ドアとトラック本体に挟まれた。	221	7	10 ～ 29

2014	8	14 ～ 15	街路樹に登り、枝の剪定作業中、移動しようと枝に足を掛けたところ、枝が折れ、高さ約3メートルから墜落。道路のガードレール部分に腹部を強く打し、内臓出血により死亡した。	712	1	1～ 9
2014	8	16 ～ 17	ゴルフ場の生垣の剪定作業中、剪定した枝及び葉を回収するため、トラックの荷台に積み込んでいたところ、熱中症により死亡した。	715	11	1～ 9
2014	8	9 ～ 10	小屋の屋根に上がり、剪定をしていた被災者は、4.5m下に墜落し、死亡した。	415	1	1～ 9
2014	6	10 ～ 11	庭の植木剪定作業中、3メートルの三脚脚立に上り、電動ノコギリを使用し、作業を行っていたところ、バランスを崩し、アスファルト上に墜落した。	371	1	100 ～ 299
2014	6	15 ～ 16	茶畑にて、乗用剪枝機に乗り、茶枝を刈り取る作業中、作業道で横転している乗用剪枝機の下敷きになっている被災者が発見された。	169	2	1～ 9
2014	3	9 ～ 10	食用野菜の栽培業務に携わっていた被災者は、業務による強い心理的負荷により、適応障害を発症し、自殺した。	921	90	30 ～ 49
2014	1	9 ～ 10	サトウキビ畑で収穫作業をしていた被災者は、バックしてきたハーベスターに轢かれた。	229	7	1～ 9
2015	5	12 ～ 13	被災者は栽培中であるサトウキビ畑の畝の間を耕すため農業用小型トラクターに乗車して移動していたが、約1.4メートル低くなっている隣地との境界付近に同トラクターが横転し下敷きになった。	169	1	1～ 9
2015	12	10 ～ 11	マンション敷地内の立木（けやき・高さ約8メートル）の剪定作業を行っている際、被災者が乗っていた枝部分（高さ約6メートル）が折れ、隣接する歩道上に墜落したものの。	712	1	1～ 9

2015	10	8 ～ 9	高さ60センチメートルの石段上の枯れ木（沈丁花）を引き抜くため石段に登り、当該枯れ木を引き抜いたところ、反動でバランスを崩し後方の植木側へ倒れた。植木には被災者の使用していた剪定バサミが立てかけてあり、被災者が倒れた際にハサミの先が被災者の左側腹部に刺さった。	712	2	1～ 9
2015	4	0 ～ 1	樹高約17メートルのクスノキの剪定作業中、高所作業車の作業床が届かない頂部付近を剪定するため、当該樹木の高さ約12メートルの箇所に作業床を横付けして樹木に乗り移り剪定作業を行ったが、当該作業終了後、樹木から作業床に戻る際、高所作業車の作業床に足を掛け乗り移るときに作業床が大きく揺れ、その反動で11.6メートル下の歩道上に墜落し死亡したもの。	146	1	1～ 9
2015	6	10 ～ 11	りんごの果樹園において、農用高所作業機を用いてりんごの摘果作業を行っていたところ、当該高所作業機の搬器の手すりとりんごの木の枝（直径：12.5cm、枝の高さ：約130cm）との間に頸部をはさまれたもの。	169	7	1～ 9
2015	8	13 ～ 14	被災者は、事業場内のビニールハウスにおいて農作業に従事していたが、体調不良のため13時頃早退、同日の夕刻に個人病院を受診した。その翌日、個人病院から紹介された他の病院を受診し、そのまま入院したが、被災した日から3日後に死亡した。	715	11	1～ 9
2015	3	16 ～ 17	敷地内樹木剪定等作業において、胸高直径約27cmの不要木をチェーンソーにて伐倒中、材が割け上がり、落下した樹幹の下敷きになったもの。	712	6	1～ 9
2015	5	9 ～ 10	シイガシの木を剪定中、足場に使っていた枝が突然折れ、約6m墜落して死亡したもの。なお、墜落を目撃した者はおらず、安全帯は着用していた。	712	1	1～ 9
2015	7	13 ～ 14	被災者は朝から一人で事業場所有の柚子畑およびその周辺の草刈り作業を行っていたが、終業時刻になっても事業場に戻ってこないため捜索したところ、柚子畑近くの谷川で死亡しているのが発見された。	419	1	1～ 9
		15				10

2015	1	16	被災者は、植木の剪定作業中、三脚（脚立）から墜落し、近くにあった柵に腹部等を強打し、負傷した。それにより2週間後に病院で死亡した。	371	1	1～29
2015	10	8～9	被災者は、立木の剪定中、高さ約1.7メートルの三脚脚立から地上に墜落し、負傷した。その7日後に病院において死亡した。	371	1	1～9
2015	6	14～15	被災者は、植木の剪定作業中、高さ約4.8メートル付近の枝の上から地面に墜落し、頭部を打ちつけ、病院に搬送されたが、当日の午後5時30分に死亡した。	712	1	1～9
2015	11	10～11	民家庭先の道路上に脚立を立てて、その上で剪定作業をしていた。そのとき道路を通行する自転車が脚立にぶつかり、脚立が倒れて転落した。その結果腰椎等骨折し入院していたが、5日後肺塞栓症で死亡したものの。	362	17	1～9
2015	9	11～12	11時30分頃、被災労働者が1名で刈り取った草を草捨て場にパッカー車で運んだ。同日14時00分頃に事業主が残土を捨てるために移動したところ、被災労働者が転倒した解体用機械の下敷きになっているところを発見した。	145	2	1～9
2015	2	7～8	ゴルフ場の高木剪定作業で、用意した高所作業車が届かないため、対象木に乗り移りチェーンソーで枝打ちを開始、3～4本目に切落した枝が、足場にしていた枝に当たり当該枝が折れたため、約1.2m下の法面に墜落し死亡したもの。被災者はトラロープを胴に結び、足場にしていた枝に結んでいたが枝側の結びが緩く墜落時に解けたもの。	712	1	1～9
2016	12	7～8	大学構内において、桜の木に梯子をかけて小型のチェーンソーを使用して枝切り作業を行っていたところ、切断した枝が梯子に激突し、その反動でバランスを崩し、梯子から5.75m下のアスファルト床に墜落した。	371	1	10～29
2016	11	16～17	被災者は、堆肥散布機を運転して梨園の堆肥散布作業に従事していた。18時頃、同僚が梨の木の枝と堆肥散布機の間にはさまれている被災者を見つけた。	229	7	10～29
		9				

2016	10	～ 10	踏切で、受託先（地主）に米を配送するため軽トラックを運転し踏切を横断中、普通列車と衝突し、被災した。	221	17	1～ 9
2016	9	～ 9	8 小学校南側の敷居境界にある樹木の枝打ちをするため、敷地外の道路上において被災者が高さ約3mの脚立に登り、枝をのこぎりで切っていたところ、道路上に仰向けで転落した。	371	1	1～ 9
2016	9	～ 14	個人宅の庭木（アカマツ、高さ約5m、胸高直径80cm）の剪定作業中、長さ298cmの三脚脚立を枝に立て掛け、その上で作業を行っていたところ、枝が折れて脚立が前向きに転倒し、被災者は後ろ向きに地面に墜落して頭部、左側腹部を負傷した。すぐに救急搬送されたが、翌日搬送先の病院で死亡した。	371	1	1～ 9
2016	8	～ 10	9 浄水場周囲の勾配35度の傾斜地上にて、被災者含む2名が刈り払い機を使用して草刈りを行い、その他作業員が刈った草を集める作業を行っていたところ、被災者が浄水場に転落した。救助作業を行うも被災者は池に沈み、救急隊が救出して直ぐに救急搬送されるも意識が戻ることなく、同日に溺死で死亡が確認された。	418	10	1～ 9
2016	8	～ 9	8 被災者は、個人住宅の庭木の伐採作業に従事中、庭木に立て掛けたアルミ製の移動はしごの上で、チェーンソーを用いて枝払いを行ったのち、このはしごから下りようとしたところ、高さ約2メートルの箇所から地面（砂利）に墜落した。	371	1	1～ 9
2016	7	～ 14	13 被災者は庭木の剪定の作業に従事。午前中は被災者を含め合計7人で作業を行っていた。12時から昼休憩に入り、被災者以外の同僚は昼食をとるため作業場所を離れた。被災者はひとりで家の倉庫で休憩を取り、休憩後はひとりで作業を再開した。13時15分ころ同僚が食事を終えて戻ったところ、庭木を植えられた地面から2.4m下の地面に転落し、意識を失った状態で発見された。翌日搬送先の病院で死亡した。	371	1	1～ 9
2016	7	～	9 神社内の楠の高さ6.64メートルの高さの枝の剪定を梯子上で行い、終了したので梯子を下りようとしたところ、足を踏み外して地上に落下し	371	1	1～ 9

		10	た。			
2016	7	16 ～ 17	被災者は、7時よりビニールハウス内や屋外で、苗の水やり等の作業を行っていた。同僚と被災者の2名は、15時50分頃から始めたビニールハウス内の夜冷庫への苗の移動作業中、しんどそうな被災者を確認した同僚から休んでいるように促されビニールハウス内で休憩をしていたが、同僚が被災者の異変を感じ、救急車で病院に搬送したが、搬送先の病院で死亡した。「熱中症」	715	11	10 ～ 29
2016	6	13 ～ 14	土手で剪定用機械を使用して、低木剪定作業を行っていたところ約1.5m下の川に落下し、溺れた。	418	10	1～ 9
2016	4	9 ～ 10	事業場の敷地内において、木の伐採作業中、地上から約4mの高さに切れ目を入れた状態で伐倒方向を選定していたところ、ケヤキ（長さ約16m、胸高直径約29cm）が倒れてきた。	712	4	1～ 9
2016	2	9 ～ 10	ゴルフ場内コース脇の立木（メタセコイア、高さ約25m）の伐木作業において、当該立木を斜面下方に伐倒したところ、偏心木（クヌギ、高さ約11m）に接触し、かかり木となった。被災者がチェーンソーを用いて、かかっている偏心木の伐倒作業を行っていたところ、かかり木の重量に偏心木が耐えられず、受け口付近から上方に向かって裂け折れ、折れた当該偏心木の先端が顔面に当たり、被災した。	712	6	1～ 9
2016	2	13 ～ 14	AM8時からビニールハウスの横に地上から網状の布を装着する作業を被災者1名で行っていた。AM11時頃、事業主が被災者が作業を行っていることを確認した後、事業主はビニールハウス内で他の仕事をしていた。PM1時5分頃、事業主が被災者の作業箇所に行くと被災者がいなくなっていた。また、被災者の帽子が溜池の水面に浮いており、被災者の車にも被災者不在を確認。搜索後、PM2時頃、溜池に沈んでいるところを発見。	418	10	0
2016	2	9 ～	被災者は、同僚と2名でD型倉庫屋根に上り除雪作業をしていたところ、プラスチック製の屋根板を踏み抜き、倉庫内に約5.7メートル墜落し	415	1	1～

		10	た。			9
2016	1	19 ～ 20	被災者は、勤務中に国道に営業車を駐車し、焼身自殺をした。	921	90	1～ 9
2016	1	15 ～ 16	公園内樹木伐木作業のため、高所作業車の搬器を昇降させた際、当該機械が転倒し、搬器に搭乗していた労働者2名が搬器外に投げ出された。	146	2	1～ 9
2017	12	10 ～ 11	事業主が所有するみかん畑内に設けられた作業道路において、被災者はみかん（15kg/箱×19箱）を積んだ軽トラックを運転し、下りこう配の作業道路を走行していたところ、運転操作を誤り、道路下の畑に車とともに転落し、死亡した。	221	1	1～ 9
2017	11	8 ～ 9	被災者が高所作業機を用いて樹木の剪定作業を行っていたところ、当該高所作業機が被災者もろとも転倒した。	169	2	1～ 9
2017	9	10 ～ 11	被災者を含む5名で管理地（空き地）の草刈り作業を行っていたところ、草刈り機を使用して作業を行っていた被災者が、草刈り機の下敷きになっているところを他の作業員に発見され、病院に搬送されたが、死亡した。	169	7	1～ 9
2017	7	10 ～ 11	高さ約4.3メートルの樹木の剪定作業を行っていた被災者が、作業に使用していた三脚脚立から転落した状態で地面に倒れていたところを発見された。	371	1	1～ 9
2017	7	12 ～ 13	事業場所有の野菜畑において、被災者は同僚とともに午前7時から草取り作業を行っていた。午後0時、各自の自家用車で自宅に戻って昼食をとるために一旦解散し、昼食と休憩を済ませて野菜畑に戻ってきた同僚が、畑脇に駐車した被災者の自家用車の運転席に、意識不明の状態で座っているのを発見した。	715	11	1～ 9
		12	午前9時から施設の草刈り等の作業を行っていたが、昼以降体調が悪くなり、早退した。帰宅後、体調不良のところを家族に発見され、病院に搬送			10

2017	7	7 ～ 13	された。入院後は体調の回復の兆しをみせていたが、体調が急変し、死亡した。	715	11	7 ～ 29
2017	7	14 ～ 15	被災者は、高さ1.3mの車両点検台に乗せられた乗用草刈り機の刈刃の清掃作業を行った後、乗用草刈り機の座席に座りエンジンを起動させ、乗用草刈り機が前進し乗用草刈り機の座席と車両点検台の単管手摺との間に挟まれた。	169	7	30 ～ 49
2017	6	16 ～ 17	被災者は、乗用草刈機に乗り、さくらんぼ園の草刈りを単独で行っていた。1日の業務終了間際、さくらんぼの木の周囲に残っている草を刈り取るため、木の真横を走行しようとしたところ、垂れ下がった枝葉により、木の幹から横に伸びた太い枝の存在に気がつかず、乗用草刈機とさくらんぼの枝に胸部をはさまれ死亡した。	169	7	50 ～ 99
2017	2	10 ～ 11	ドラグショベルを運転して梅林の整地作業を行って被災者がドラグショベルを後進させたところ、梅木（最大直径22cm）の枝が背部にあたり、当該枝と運転席との間に挟まれた状態で発見された。	142	7	10 ～ 29
2017	1	16 ～ 17	被災者は、苗用の土の製造工程において、翌日に行う他品種の土の製造に備えるため、機械を停止し、ほうきを使用してコンベア部等の掃除を行っていた。清掃作業終了後、被災者は機械を起動させたが、シャフト部周辺に除去出来ていない土を発見したことから、これを手でかき落とそうとしたが、シャフト部には直角に9cm間隔でスクリューが存していたことから、右上腕が巻き込まれた。	162	7	10 ～ 29
2017	1	16 ～ 17	被災者がトラクターを運転して作業場所へ向かう際、T字路を曲がりきれず、路肩から約0.6メートルの高低差がある田に落ちて、約14メートル走行し、高低差1.3メートルの畔道に衝突して停止した。運転席から落下した被災者が当該トラクターの牽引する麦踏機のローラーの下敷きとなったところを発見された。	169	1	1 ～ 9
		12	被災者はトラクターを使用して田起こしの作業を行っていた。作業を終えた田の中から土手の上の農道へスロープ状の通路をトラクターで上り出よ			

2018	11	～ 13	うとしたところ、左折途中でトラクターが脱輪し、トラクターごと土手から横転しながら滑落した。その際、地面にうつぶせに倒れこんだ被災者の上半身にトラクターが落下し、地面とトラクターのタイヤの間に挟まれたもの。	169	1	1～ 9
2018	11	～ 9	被災者は、移動式クレーンのジブの先に取り付けられたカゴと呼ばれるアルミ製の搭乗設備に乗り、リモコンで操作しながら、高さ約7m、胸高直径40cmのケヤキの木の剪定作業を行っていたが、何らかの理由でカゴから地上に墜落した。災害発生時、地上からカゴの作業床までの高さは6.4mで、被災者は安全帯、ヘルメットを着用していなかった。	212	1	1～ 9
2018	9	～ 9	ドラグショベルをダンプトラックに載せ個人の畑に搬入するため、道路を走行中、ダンプトラック運転者が道路を間違え進入路を通り過ぎたことに気づき、ダンプトラックを後進させたところ、ダンプトラックの後方にいた被災者が公道上においてダンプトラックに轢かれた。	221	17	1～ 9
2018	9	～ 17	公園内での剪定及び伐採作業の片付けを行っていた際、歩行中に前方向に転倒した。（4日後に腹部の痛みを訴え、救急搬送された病院では脾臓損傷と診断され、入院の10日後に死亡した。）	417	2	1～ 9
2018	9	～ 19	被災者は、コンバイン（農業機械：収穫機）を使用し蕎麦の収穫作業を終え、脱穀した実を4トントラックの荷台に積み込み作業中、コンバイン上部にある貯蔵タンクの内部において、タンク上部のスクリュウコンベアのシャフトに作業着のフードが巻き込まれ、うずくまっている状態で発見された。被災者は、後日死亡した。	169	7	1～ 9
2018	7	～ 11	河川の堤防の草刈作業中に被災者の姿が見えないため、他の労働者ら及び消防隊が搜索したところ、川の中で心肺停止の状態の被災者が見つかり、病院に搬送されたが、死亡したもの。	713	10	1～ 9
2018	7	～ 13	川の左岸、護岸ブロック上の草刈りを行うため、乗用の草刈り機（小型特殊自動車）に乗り、傾斜のある護岸ブロックを自走で登ろうとしたところ、車体とともに転落し、車体と地面の間に頭部をはさまれ死亡したものの。	169	1	1～ 9

2018	7	10 ～ 11	野菜畑での収穫作業において、被災者が農業用トラクターを運転して、収穫した野菜を入れるためのコンテナを取りに行くために後進していたところ、畑脇の斜面を約2.5メートル転落し、当該トラクターの下敷きとなった。なお、当該トラクターの運転席はキャビン仕様（運転室）となっており、転落前に運転室から外に出たため下敷きとなったものであるが、外に出た理由は不明である。	169	1	1～ 9
2018	7	16 ～ 17	熱中症。草刈りの補助業務（収集運搬積み込み、フェンスに絡みついた藁などを手作業で除去）を行っていた。夕刻、立ち尽くしたまま動かないため他の作業員が声をかけたところ、卒倒した。ただちに大学病院へ搬送するも後日死亡したものの。	715	11	10 ～ 29
2018	4	8 ～ 9	被災者が10段の三脚脚立を使用（作業高さ不明）し、松の芽摘作業中、バランスを崩して墜落し、頸髄損傷で療養していたが、入院中の病院で、脳幹梗塞により病死したものの。なお、墜落時の目撃者なし。	371	1	1～ 9
2018	4	8 ～ 9	民家の庭で胸高直径55.4cm、高さ約15mの偏心木の伐採作業の追い口を切る工程で、被災者はチェーンソーを使用して追い口を切り、補助者は偏心木をチルホールにより牽引していたところ、被災者と補助者が、偏心木の重心及びチルホールの牽引の力により、偏心木が倒れると想定していた方向と異なる方向へ突如として偏心木が倒れ、被災者がその下敷きになり、死亡したものの。	712	6	1～ 9
2018	2	8 ～ 9	事業主がハーベスタの運転中に、小段に乗り上げ、ハーベスタが転倒し、周囲で作業を行っていた被災者が下敷きになり、死亡したものの。当災害によるその他の負傷者は発生していない。	239	2	1～ 9
2018	1	10 ～ 11	当該事業場敷地内の農業ハウス内において、当該事業場で使用するストーブ用の薪を作るため、被災者一人で携帯用丸のこ盤で廃材を切断していたところ、当該丸のこ盤の歯が右大腿部に当たり、大動脈を切断し外傷性ショックにより死亡したものの。	131	8	1～ 9
		10	造園会社所属の被災者が脚立の脇で倒れていたものの。もう一人の作業員（一人親方）が現場を離れていた間に、被災者が脚立（天板までの高さ			

2019	10	～	2. 7メートル) を使用し、一人で立木の剪定作業をし、脚立から墜落したと推定される。脚立は倒れておらず、被災者が倒れていた場所は脚立から約3メートル離れていた。	371	1	1～ 9
2019	10	14 ～ 16	農作業等の受託先の敷地内で、側溝の清掃作業を終え、作業現場から300メートル程度離れた詰所に戻るため、フォークリフトのフォークに被災者が乗車し、移動している際何かの拍子でフォークから落ちた被災者がフォークリフトの後輪に頭部を轢かれ死亡したものの。	222	7	10 ～ 29
2019	10	14 ～ 16	菌床しいたけ栽培場において、被災者は工場の裏口で使用済みの菌床を廃棄するため菌床の袋詰め作業に従事していたが、同僚が業務の伝達をしようとして被災者の持ち場に向かったところ、工場と駐車場の間にある開口部から約3.1m下の地面に墜落して倒れている被災者を発見した。	416	1	1～ 9
2019	9	14 ～ 16	被災者が運転する2tトラックが、料金所を通過後、本線に入る手前のカーブで横転し、中央分離帯のガードレールに衝突すると同時に対抗車線の軽トラックにも接触した。被災者は全身を強く打ち死亡したものの。	221	17	1～ 9
2019	9	14 ～ 16	被災者は、トラクターで数キロメートル離れた畑へ肥料を散布するため、事業場から畑まで当該トラクターで向かっていたところ、途中でトラクターが動かなくなった。同僚が軽トラックで迎えに行き、ワイヤーロープで牽引して事業場に戻る途中で蛇行し、被災者がトラクターから転落したものの。災害発生日の4日後に死亡。	169	17	10 ～ 29
2019	8	10 ～ 12	被災者と同僚の計2名で作業を行っていた。被災者は県道から園に通じる道の草刈り、同僚は反対側の道から園に入って状況確認を始めた。休憩場所に被災者が現れないため同僚が見に行ったところ、道であおむけに倒れている被災者を発見した。横には刃の欠けた刈払機と、被災者が刈っていた草むらの中に傷のついた鉄筋があった。被災者は病院に運ばれたが、胸部に異物があり心臓破裂により死亡した。	169	4	1～ 9
			被災者は同僚2人と倉庫内の整理作業を行っていた。同僚の1人が倉庫内から倉庫外のアスファルト路面にフォークリフトを移動し、停車させてい			

2019	7	8 ～ 10	たところ、被災者と当該フォークリフトが路面の路肩から約60センチメートル下の水田に転落し、被災者の顔が水田に埋没している状態で発見され、翌日死亡した。死因は、被災者がフォークリフトに頭部を強打し、外傷性くも膜下出血を発症して意識を失い、窒息死したものと推定される。	222	6	10 ～ 29
2019	6	14 ～ 16	被災者は事務所に出勤後、通常の実務業務を行うため自らが担当している農業用水路に向かった。帰りが遅いので他の職員が携帯電話で連絡を取ろうとするも通じず、職員で捜索したところ、被災者が乗っていた車が発見された。その近くに蓋が開いた水槽があり、水槽に墜落した可能性があるとして消防に連絡したところ、当該水槽の下流約80mのところにある別の水槽にて溺死状態の被災者が発見された。	418	10	10 ～ 29
2019	3	10 ～ 12	解体工事のためドラグショベルを運転して敷地内を移動していたところ、ドラグショベルが運転席側からため池に横転して水没し、溺死したものの。	142	2	1～ 9
2019	2	10 ～ 12	事業場が自治体から請け負った自治会内障害樹伐採剪定作業において、高所作業車に搭乗した労働者がチェーンソーを使用して、約8.5メートルの高さの立木の枝を切っていたところ、切った枝が地面でバウンドし、下で作業していた被災者の頭に直撃したものの。	712	4	1～ 9
2019	2	12 ～ 14	倉庫内において、トラック荷台上のコンテナから多量の木（長さ約2m、径5cm）を降ろす作業を4人で行っていた。コンテナの一つの面の差し込み式の柵をフォークリフトで引き抜こうとしたところ、荷崩れ防止用に設置していた木がはじかれ、車両近くの地上にいた被災者の頭部を直撃した。意識不明で病院へ搬送され入院加療中であったが、後日急性硬膜下血腫により死亡した。被災者は保護帽を着用していなかった。	222	4	1～ 9
2019	1	12 ～ 14	高さ約4mの雨どい修理のため、脚立を使用して作業していたところ、バックしてきたフォークリフト（最大荷重1.15t）が脚立に接触し、バランスを崩した被災者が、高さ2.8mから墜落して被災したものの。	371	1	10 ～ 29
			被災者は、公園樹木の剪定作業において、立木の高さ約5mの位置にある			

2020	12	8 ～ 10	枝上に乗し、手持ちのこぎりを使用して枝の剪定作業を行っていたところ、地面に墜落したもの。なお、被災者は、墜落する直前、安全帯のランヤードを足元の枝に巻き付けて剪定作業を行っており、墜落した際、保護帽及び安全帯は着用した状態であった。	712	1	1 ～ 9
2020	12	10 ～ 12	被災者は一人で、枯れ枝を別の事業場敷地へ運び出すため軽トラックに積み込む作業を行っていたが、左大腿の後ろ側に刺し傷（深さ10cm）を負い、軽トラックの近傍で倒れているのを、隣の畑の持ち主に発見されたもの。刺し傷は、被災者所有の枝切りバサミ（軽トラック荷台内の右後部の角に残されていた）によるもの。	364	8	1 ～ 9
2020	12	10 ～ 12	被災者は緑樹維持管理作業において立木（高さ約8m）の剪定を行っていた。その際、高さ約6mの枝に立って作業していたところ、その枝が折れ落下し、死亡したもの。	712	1	10 ～ 29
2020	12	14 ～ 16	被災者は、市道の街路樹の剪定作業中、剪定作業を終えて下りる際に、高さ約5メートル付近から歩道に墜落し、死亡したもの。	712	1	10 ～ 29
2020	10	10 ～ 12	被災者は、乾燥機で乾燥した粃を精米する業務に従事し、粃摺り機の稼働状況の確認及び調整を行っていたが、粃を受け止めるホッパーが取り付けられていた梁ごと脱落、頭部に衝撃を受けた被災者はくも膜下出血を発症し、そのまま乾燥機から排出された粃の下敷きとなり、窒息により死亡した	418	5	1 ～ 9
2020	9	16 ～ 18	被災者は会社所有の田畑の草刈業務を行っていた。夕方ごろ、被災者の作業が一段落したため、被災者は社用車の荷台に腰掛けて休憩した。一緒に作業していた労働者が地面に倒れている被災者を発見した。被災者は15分程度うめき声をあげていたが、救急車が来る直前にうめき声を発しなくなり、病院に搬送されたものの当日に死亡した。当日の天気は曇で夕方の気温は29.8℃。	715	11	1 ～ 9
		14	造園事業者が山林で下草刈りの作業を行っていたところ、現場に倒れている被災者を一緒に作業していた事業主が発見し、その後、病院に搬送され			1 ～

2020	8	～ 16	たが死亡が確認されたもの。伐倒した木の皮はぎ作業中に斜面（約27度）で転倒して、切り株に頭部をぶつけたものと思われる。	711	2	9
2020	8	～ 18	畑で苗植え作業を行っていたところ、落雷があったもの。	719	13	1～ 9
2020	8	～ 18	畑で苗植え作業を行っていたところ、落雷があったもの。	719	13	1～ 9
2020	7	～ 12	アタッチメント付トラクターに乗って、雑草を漑き込みながら農地の除草作業を行っていた被災者が、農地の南側高さ1.12mの法面から当該トラクターとともに転落したもの。	169	1	1～ 9
2020	7	～ 18	事業場敷地外の農道（公道）をフォークリフトで走行し、草刈機を運搬していたところ、農道脇の側溝に横転した。その際、運転手が投げ出され、横転したフォークリフトの下敷きとなり死亡した。	222	17	1～ 9
2020	7	～ 14	高速道路（下り線）の植栽点検の作業中、植栽の異常を発見したことから路肩に車を停めて降車し、車両の進行方向とは逆方向に向かって徒歩で移動していたところ、加害者の運転するトラックが走行車線側の法面に乗り上げた状態で被災者の方に向かってきたため、当該トラックに轢かれたもの。	221	17	30 ～ 49
2020	5	～ 18	被災者はトラクターを用いて田のあぜ道を造る作業を終了した後、事業場の倉庫にトラクターを戻すため、道路を走行していたところ、道路路肩からトラクターとともに斜面（高さ2m）を転落し、運転席から投げ出された被災者がトラクターの下敷きとなり死亡したもの。	149	17	1～ 9
2020	4	～ 12	当該事業場では倉庫内に土嚢（内容物は培養土／重量1020kg、高さ80cm）を2段積みで保管していた。11：50頃、被災者がフォークリフトによるはい崩し作業を行っていたところ下段の土嚢を破ってしまい内容物が流出したもの。被災者は破れ目をガムテープで養生した後床面に	611	5	10 ～ 29

			こぼれ出た内容物を清掃していたところ、上段の土嚢が落下し下敷きとなり窒息、死亡したものの。			
2020	4	14 ～ 16	民家の庭木の剪定作業を行うため、被災者は三脚脚立に上がって剪定ハサミで作業していたところ、三脚脚立の脚部が滑って開脚し、バランスを崩して高さ約2 m下のアスファルト舗装道路に墜落した。被災者は墜落したときに、道路上に置いてあった石に頭部を激突して脳挫傷で死亡した。	371	1	1～ 9
2020	4	18 ～ 20	トラックを運転して荷物を運搬中、下り右カーブを曲がり切れず、コンクリート壁に衝突し、車外に投げ出されて死亡した。	221	17	1～ 9
2020	3	14 ～ 16	被災者は果樹園において、スピードスプレーヤー（自走式薬剤噴霧機）を運転して薬剤を噴霧する作業を行っていたところ、運転操作を誤って、桃の木の枝に激突し、桃の木の枝と運転席に挟まれて胸部圧迫により死亡した。	169	3	1～ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_03.htmlに戻る。